

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第1回松阪市民病院運営協議会
2. 開 催 日 時	令和8年7月27日（月）午後7時00分～午後8時30分
3. 開 催 場 所	松阪市市役所 議会棟 第1・第2委員会室
4. 出席者氏名	（出席委員）◎志田幸雄、諸岡芳人、畑地 治、平岡直人、奥田隆利、近田雄一 （欠席委員）○長友薫輝（◎会長、○副会長） （指定管理者関係） 三重県済生会：山本秀典事務局長 済生会松阪市民病院：武田裕樹事務部長、平本直司事務部次長兼経営管理課長、北角和大経営管理課経営管理係長 （事 務 局）沼田雅彦理事兼病院事業局長、前川幸康市民病院事業管理課長、南明子市民病院事業管理課主幹、前崎高志市民病院事業管理課主任、大西正基市民病院事業管理課主任
5. 公開及び非公開	一部非公開
6. 傍 聴 者 数	1人
7. 担 当	松阪市健康福祉部 病院事業局 市民病院事業管理課 電 話 0598-53-4485 e-mail keisui.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- ・ 委員委嘱、会長・副会長の選任（公開）
- ・ 議事（非公開）
 - （1）松阪市民病院運営協議会の設置目的・役割
 - （2）指定管理業務の評価（モニタリング評価）
 - （3）次年度事業計画書の作成
 - （4）指定管理移行後の病院の運営状況（報告）
 - （5）松阪市民病院経営強化プラン（令和6～9年度）の中間評価
 - （6）今後の運営協議会の進め方について

議事要旨

別紙参照

令和 8 年度 第 1 回松阪市民病院運営協議会 議事要旨

日 時 令和 8 年 7 月 27 日（月） 午後 7 時 00 分～午後 8 時 30 分

場 所 松阪市役所 議会棟 第 1・第 2 委員会室

出席委員 (◎：会長、○：副会長)

◎志田幸雄委員、諸岡芳人委員、畑地治委員、平岡直人委員、奥田隆利委員、
近田雄一委員

欠席委員 ○長友薫輝委員

【指定管理者関係】

三重県済生会：山本秀典事務局長

済生会松阪市民病院：武田裕樹事務部長、平本直司事務部次長兼経営管理課長、
北角和大経営管理課経営管理係長

【事務局（病院事業局市民病院事業管理課）】

沼田雅彦理事兼局長、前川幸康課長、南明子主幹、前崎高志主任、大西正基主任

議事要旨

1. 開 会

2. 委員委嘱

市長から委員に委嘱状を交付。

3. 市長挨拶

済生会松阪市民病院としてスタートして 4 か月近く経過し、まずは病院運営がスムーズにスタートして安心している。新しい地域医療構想では、地域包括ケアがこれまで以上に重要性が高まると言われているが、指定管理者との協定書にはその理念が含まれており、松阪市民病院と三重県済生会との方向性は新しい地域医療構想を先取りしたようなものだと思う。また、全国の急性期病院は厳しい経営環境にあるが、いかに市民に安定した医療を提供していく体制を整えるかという点で、様々な評価指標を用いながら活発なご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

4. 会長・副会長の選任

○会長に志田委員、副会長に長友委員を選任。

※長友委員は当日欠席のため、後日事務局より意向を確認し、ご快諾いただいた。

○運営協議会の取り扱う事項に、松阪市情報公開条例第 8 条第 2 号に規定する指定管理者の法人に関する情報（法人内部における意思決定前の事業計画案や財務諸表など）が含まれるため、運営協議会を非公開で行う旨を諮り、委員の承認を得たことから、事項 5「議事」以降は非公開とする。また、次回の運営協議会は、冒頭から非公開で行う。

5. 議 事

(1) 松阪市民病院運営協議会の設置目的・役割

事務局から、松阪市民病院運営協議会条例について説明。

松阪市民病院運営協議会運営方針（案）及び会議録の公開の方法について提案し、委員承認。

（事務局説明）

当運営協議会は、令和 8 年 4 月 1 日から指定管理に移行した松阪市民病院の運営に際し、市と指定管理者による病院運営に係る定例的な協議を行うとともに、事業計画や運営状況の確認、病院運営に係るモニタリング評価結果に対する第三者評価を実施することを目的として、松阪市民病院運営協議会条例に基づいて設置するものである。本条例では、協議事項や委員構成、会議の開催など、運営協議会の設置に関する基本的な事項を定めているが、運営協議会の円滑な運営に向けて、具体的に以下の事項を定めた運営方針（案）を提案する。

- ・ 会議の開催時期…定例の会議として、原則として 7 月と 11 月の年 2 回開催
- ・ 協議事項…条例第 2 条のほか、「松阪市民病院経営強化プランの評価、見直し」を追加
- ・ 会議録の作成及び公開…会議は非公開とするが、議事要旨を作成して公開

(2) 指定管理業務の評価（モニタリング評価）

事務局から、指定管理者が行うモニタリング評価について説明。

市指定のモニタリング評価に加え、市民病院独自の評価項目である「独自設定項目（案）」について提案し、委員承認。

（事務局説明）

市は、指定管理者による適切かつ確実なサービスの提供が行われているか、また安定的かつ継続的な病院運営が可能であるかを確認するため、すべての指定管理者に対してモニタリング評価を実施している。モニタリング評価は、指定管理者と市のそれぞれが行う。指定管理者は、「前年度の事業報告書等の提出」「利用者への満足度調査の実施」「指定管理施設の管理運営評価表を用いた自己評価」を行い、市は、提出された事業報告書等を確認した上で、同様に評価表を用いた評価を行う。なお、この評価結果は、市ホームページで公開している。

この評価表は、すべての指定管理者に共通する「管理業務の実施状況」「サービスの質の向上」「施設設備等の維持管理」の 3 つの観点から計 22 項目で構成されている。これらは、施設の運営管理やサービス提供体制に関する基本的な項目であるが、市民病院は他の指定管理施設と比較して施設規模が非常に大きく、共通項目のみでは病院事業を十分に評価できない側面もある

ことから、指定 22 項目に加えて、「独自設定項目（案）」のとおり、病院独自の評価項目として 8 項目を追加して評価を行うこととしたい。また、基本協定書に基づいて毎月報告していただく項目についても、資料 2-4 のとおりお示しする。

<意見、質疑応答>

委員：例えば、5 年後や 10 年後も同一の独自項目でモニタリング評価をしていくのか。見直すのであれば、どのようなタイミングを想定しているか。

委員：フェーズによって変えていくべき事項であるので、毎年度評価をして、見直すところは見直しをして、固定すべきものではないと思う。

事務局：将来的には病院機能を転換するので、状況に応じて変更していく。毎年度、指定管理者から提出していただく事業計画案は、病院機能と連動するので、そのタイミングで見直しなどを行っていきたい。

委員：この案は、まずは最初の年度の内容ということでよいか。

事務局：まずこの内容で、最初となる令和 8 年度のモニタリング評価を行い、その結果は来年 7 月の運営協議会で報告することになる。

(3) 次年度事業計画書の作成

事務局から、次年度事業計画書のフォーマット案及び事業計画書の記載項目について説明・提案し、委員承認。

(事務局説明)

基本協定書に基づき、指定管理者は、毎年、次年度の事業計画書、予算書、設備投資計画書等を提出していただく必要があることから、このうち、事業計画書についてフォーマット案を作成した。まず 1 番の「政策的医療」から 6 番の「医師・看護師等の人材育成」までの項目は、業務仕様書にしたがって、事業概要、現状と課題、具体的な取組計画について記載する。7 番の「職員体制」は、組織図や職員の配置体制等を記載する。最後に 8 番の「設備維持点検・整備計画」は、整備等の点検予定や、設備・医療機器の整備更新計画を示す。この医療機器の整備計画は、市が指定管理者に交付する設備投資補助金に対応する項目となっている。

なお、この事業計画書は、毎年 11 月の運営協議会で協議し、指定管理者はその内容を反映した正式なものを毎年度 3 月 31 日までに提出していただくことになる。

(4) 指定管理移行後の病院の運営状況（報告）

指定管理者（済生会松阪市民病院）から、指定管理移行後の第 1 四半期の運営状況について説明。

(済生会松阪市民病院説明)

指定管理への移行に伴い懸念していた職員体制については、三重県済生会による退職金制度の維持や、松阪市による退職金の割増、年次有給休暇の買取、3年間の現給保障などの支援により、大量の退職者を出すことなく運営ができています。一方で、公営病院から民営病院への移行に伴い、事務手続きや業務フローの変更などへの対応に苦慮しているところもあることから、今後も職員体制の強化を図っていかねばならないと考えています。

また、医師確保においてはプラスの効果が現れており、病院間における人事交流をすでに開始している状況である。4月の移行から3か月が経過したが、新体制の病院として全力を尽くして運営にあたっていることを報告したい。

病院経営については、休止病床の再開について現在検討しているところであり、併せて派遣看護師の削減や潜在看護師の確保など、経営の健全化に向け全力で取り組んでいる。

令和8年度の医業収入については、診療報酬改定による大きな収入増を見込んでおり、今後とも効率的な病院運営と安定した診療体制の確立に努めていく。

(5) 松阪市民病院経営強化プラン（令和6～9年度）の中間評価

事務局から、松阪市民病院経営強化プランの中間評価について説明。

（事務局説明）

松阪市民病院では、令和6年3月に「松阪市民病院経営強化プラン」を策定した。計画期間は令和6年度から9年度までの4年間で、今年度は前期2年が経過したことから、中間評価とプランの見直しを行うこととしている。経営強化プランは、6つの取組テーマに対してそれぞれ目標を掲げており、今回は令和6年度と7年度の2年間における取組状況を整理した上で評価を行い、その結果を踏まえてプランの見直しを行う。

次回の運営協議会において、委員の皆様にはこれまでの取組に対する評価を行っていただき、併せて事務局から経営強化プランの見直し案を提示させていただく。

<意見、質疑応答>

委員：市から病院に対して、経営にプラスとなるような提案を求めているかどうか。例えば、健診時のレントゲン写真から、検査対象の疾患以外の疾患を確認するなど。

事務局：ご指摘のとおり、市民と医療機関の両方にプラスになることであるので、健診を所管する部門とともに研究していきたい。

(6) 今後の運営協議会の進め方

事務局から、今後の運営協議会の進め方について説明。

（事務局説明）

次回の協議会は、指定管理者による今年度の上半期運営報告と次年度の事業計画案について、市の経営強化プランの中間見直し案について議題とする。

なお、運営協議会は、原則として7月と11月の年2回開催するが、7月は前年度の事業・決算報告とモニタリング評価の結果、当年度の収支計画と第1四半期の運営状況を議題とする。次に11月は、当年度の上半期の運営報告と次年度の事業計画案を議題とする。

6. その他

次回開催日：令和8年11月6日（金）午後7時00分～